

土砂浚渫（疏水大津～蹴上地区）

特 記 仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

1 共通事項

本仕様に記載のない事項については令和 5 年 12 月版の「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」による。

なお、「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」は水道部施設課で配布する。

2 作業概要

本作業は、疏水路等に堆積した土砂を浚渫し、清掃を行うものである。

3 作業場所

大津市観音寺～京都市左京区栗田口山下町

4 完成期限

令和 7 年 3 月 31 日とする。

5 作業内容

| 作業区分 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|---------------|-----------------------------------|----------------|-------|----|
| 清掃工 | | 式 | 1 | |
| 開水路部清掃工 | 高压洗浄 | m | 4,277 | |
| トンネル部清掃工 | 高压洗浄 | m | 3,930 | |
| 放水路部清掃工 | 高压洗浄 | m | 100 | |
| 沈砂池部清掃工 | 高压洗浄 | 箇所 | 1 | |
| 浚渫工 | | 式 | 1 | |
| 疏水路部浚渫工 | 水路内小運搬含む、L=1,000m | m ³ | 10 | |
| 沈砂池部浚渫工 | 水路内小運搬含む、L=400m | m ³ | 10 | |
| 土砂等積込 | | m ³ | 20 | |
| 土砂等運搬 | 4t 車、L=14.3km | m ³ | 20 | |
| 土砂等処分 | | m ³ | 20 | |
| 現場発生品運搬(参考数量) | 2t 車、L=6.9km、大型土のう袋※ ¹ | 回 | 1 | |
| 現場発生品処分(参考数量) | 大型土のう袋※ ² | 袋 | 36 | |
| 仮設工 | | 式 | 1 | |
| 揚重作業 | ラフテレーンクレーン 16t | 回 | 2 | |
| 土のう積工 | 小口積み、仕拵・積立・撤去 砂 支給 | m ² | 0.9 | |

| | | | | |
|----------|-----------------------|----|---|--|
| 角落し設置撤去工 | | 式 | 1 | |
| 角落し設置撤去工 | 角落し洗浄・小運搬・報告書作成 含む | 式 | 1 | |
| 交通管理工 | | 式 | 1 | |
| 交通誘導警備員 | 交通誘導警備員 B | 人日 | 6 | |

※¹ 仮設工の土のう袋の運搬含む。

※² 仮設工の土のう袋の処分含む。

6 停水

本作業のために停水を行うが、発注者に特別に必要がある場合は、期間を短縮、あるいは適時通水することがある。

なお、詳細については別途打合わせするものとする。また、琵琶湖の異常濁水により疏水停水が許可されない場合、及び大幅に停水日数が短縮された場合等については、作業内容の変更を行うものとする。

7 作業計画書

本作業前に、作業方法などを十分協議したうえ、詳細な工程表及び作業計画書を監督員に提出すること。

8 作業方法

(1) 作業一般事項

- ア 受注者は、作業の着手及び完了の予定期日並びに施工箇所について、監督員の指示に従い、施工すること。
- イ 受注者は、作業の進捗状況について、関係者と十分に協議し円滑な施工を図るものとし、打合せの内容等については、随時監督員に報告するものとする。
- ウ 受注者は、特定の日時（休日または時間外）または、緊急施工の要請があった場合、監督員と協議のうえ、施工すること。
- エ 疏水用地内へ車両等で進入する場合は、監督員に事前に連絡し指示を受けること。
- オ 本作業にあたっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。
- カ 琵琶湖第一疏水制水ゲート部から第一トンネル入口までの清掃については、大津分所内に作業車を配置し、作業ホースを延長させ清掃を行うこと。
- キ 大津絵橋から第一トンネル間、水路左岸側には、作業車両を止めないこと。

(2) 清掃工

琵琶湖第一疏水揚水機場から琵琶湖第一疏水蹴上連絡水路ゲートまでの開水路部・トンネル部・放水路部・沈砂池部に付着した藻や砂、トンネル上部の害虫の卵等を、高圧洗浄機を使用し洗い落とすものである。また、水路底に堆積した汚泥を下流へ押し流すものである。高圧洗浄機に必要な水については、疏水路内に流れる水を想定している。

(3) 浚渫工

疏水路部及び沈砂池部に堆積した土砂を浚渫し、大型土のう袋へ集積を行う。大型土のう袋から土砂をダンプトラックへと積込み、指定する受入地へ運搬するものである。

(4) 仮設工

ア 揚重作業は、疏水路内の清掃に用いる機械器具及び建設機械を吊り上げ、吊り下ろしを行う作業である。場所は日ノ岡取水池を想定している。

イ 土のう工は、高圧洗浄機に必要な水を疏水路内で確保するために、仮締切を行うものである。

なお、土のう制作のために必要な砂については若王子取水池内の土砂を使用することを想定している。

(5) 角落し設置撤去工

浚渫作業に先立ち、琵琶湖第一疏水揚水機場において角落しゲートを設置し、浚渫作業完了後、角落しゲートを撤去する。また、作業にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 角落しゲートは、琵琶湖第一疏水揚水機場内の保管庫に保管されているものを使用すること。

イ 角落しゲートの使用後は洗浄機等を用いて泥などを洗い流し、琵琶湖第一疏水揚水機場内の保管庫に戻すこと。

ウ 角落しゲートの使用後について、損傷の有無が確認できる写真を撮影し、監督員に報告すること。

エ 本作業を実施するにあたっては、国土交通省が発注する「琵琶湖第一疏水揚水機場機械設備点検整備業務」の関係者と、作業時期等について十分に調整を図ること。

オ 作業手順については、別紙1の角落し設置・撤去要領を参考にすること。

9 協議

受注者は本作業中、関係地域の住民から疑義等が発生した場合、関係地域の住民と協議を行い、協調を保ち円滑なる施工を図ること。

なお、協議の内容については監督員に報告すること。また、将来紛争の原因になると思われる事項については、事前に原状を確認できる証拠書類(写真等)を作成する

こと。

10 受注者相互の協力

受注者は、隣接工事または関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

11 従業員の把握

- (1) 受注者は、作業現場内における風紀、衛生及び火災等に関して従業員を十分指導するとともに、特に現場付近の住民に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (2) 受注者は、作業人員を完全に把握すること。緊急の場合は、監督員の指示に応じられる連絡方法等を提出して、承諾を得ること。

12 交通及び保安上の措置

受注者は、通行妨害となる行為、その他公衆に影響を及ぼす行為のないよう次の事項を守り、交通及び保安上、十分な措置を講じること。

- (1) 交通誘導警備員の配置については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

| 設置場所 | 交通誘導警備員 | 編成 | 昼間・夜間・ 24時間の別 | 交代要員の有無 |
|-------------------|---------|--------|------------------|---------|
| 日ノ岡取水池 出入口、三条通 | 2名/日 | 交通誘導員B | 昼間 | 無 |

- (2) 作業のため通行を禁止し、または制限する必要があるときは、関係官公署の指示により、必要な箇所に指示の表示をするとともに、防止柵、注意灯等を設置し、交通誘導員を配置して事故防止に万全を期すこと。
- (3) 作業区域内に車両または、歩行者の通行があるときは、これらの交通に必要な対策を講じなければならない。

13 危険防止

- (1) 機械器具の吊上げ、吊下ろし等の作業は、落下等の事故が起こらないよう安全な措置を取ること。
- (2) ガソリン、その他危険物を使用する場合は関係法令を厳守し、保管及び取扱いについては万全の対策を取ること。
- (3) 作業後は作業の進行に応じて、速やかに資材及び器具を取り片付け、付近の路面等を整備すること。
- (4) 受注者は、常に作業の安全に留意して、適切な現場管理を行い事故防止に努めること。

14 施設等の保安上の措置

水位計等の施設及び疏水護岸石積みに近接して作業する場合、十分な保安対策を講じなければならない。

15 作業現場付近の整理整頓

- (1) 受注者は、作業中に交通、通行者及び保安上の障害とならないよう機械器具類を整理整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保つこと。
- (2) 受注者は、水路内作業完了後、機械類を搬出し跡地を清掃するとともに、柵等を原形に復旧すること。

16 作業使用機械器具等

作業に使用する機械器具は、当該作業に適したものを使用すること。
なお、監督員が不相当と認めたときは速やかにこれを取り替えること。

17 委託または下請

受注者は、作業の施工にあたっては、作業の全部または主要部を一括して他人に委任、または請負わせてはならない。万一、その一部を他人に委任、または請負わせる場合には、監督員の承諾を得ること。

18 浚渫作業について

(1) 受注者は、浚渫土砂搬出数量を明確にできる台帳を作成し、正確に記入し監督員に提出すること。

なお、様式等は別途指示する。

(2) 浚渫後においても、工期内において疏水路内にある塵芥等は、監督員の指示する場所に集積すること。

19 運搬について

(1) 本作業現場への作業車両出入経路及び土砂積込み場所等については、監督員の承諾を得ること。なお、一般道路からの進入については、関係官庁と協議のうえ決定すること。

(2) 浚渫土砂等の積込み、運搬時に通路等に土砂が散乱した場合は、速やかに清掃し処理すること。

(3) 受注者は、道路交通法、その他関係法規を厳守し、水たれ運転等の違反行為のないようにするとともに、運搬経路の沿道住民、車の通行等に迷惑のかからないようにすること。

(4) 運搬途中における諸々の事故については、受注者の責任において処理すること。また、その経過内容については遅滞なく監督員に報告すること。

20 建設副産物について

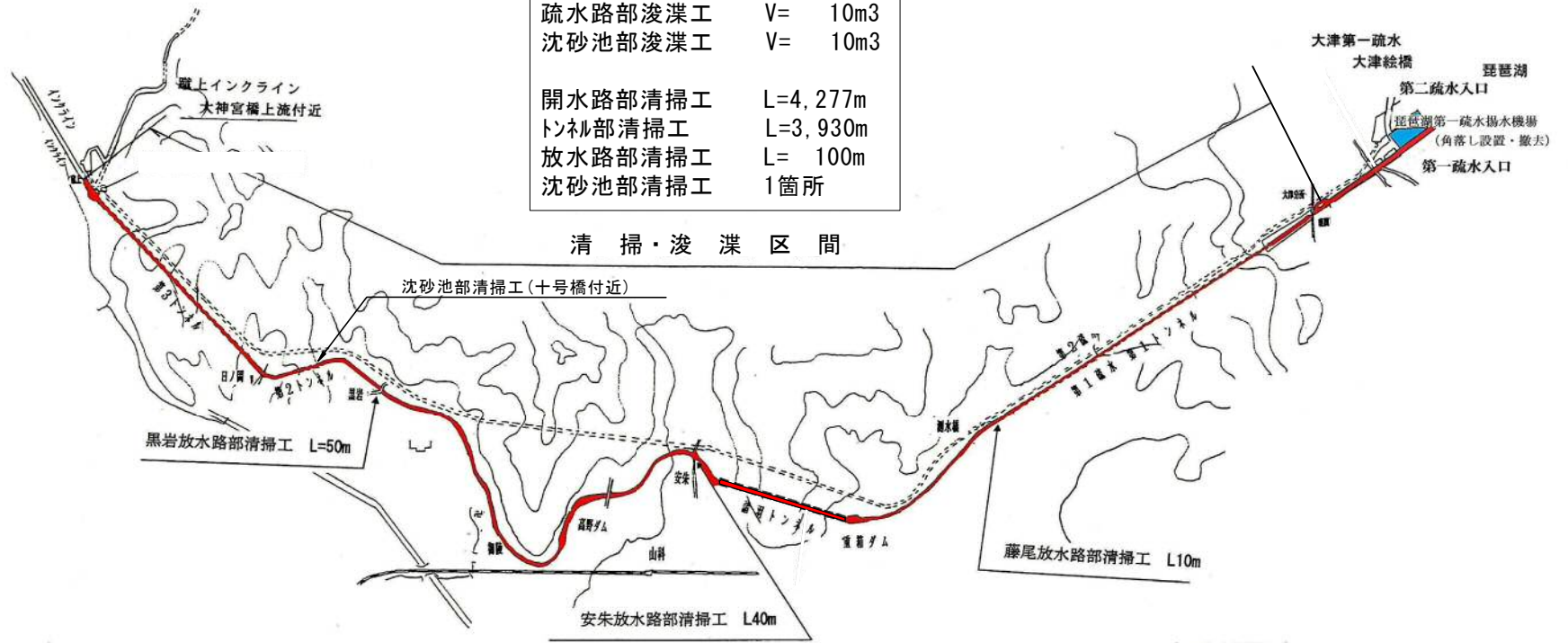
(1) 建設副産物については別紙2による。

(2) 建設副産物を適正に処理するに際して、都道府県または、市の許可等がわかる書類の写しを監督員に提出すること。

疏水 大津～蹴上間平面図

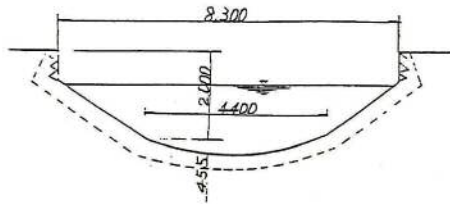
| | |
|----------|---------------------|
| 疏水路部浚渫工 | V= 10m ³ |
| 沈砂池部浚渫工 | V= 10m ³ |
| 開水路部清掃工 | L=4, 277m |
| トンネル部清掃工 | L=3, 930m |
| 放水路部清掃工 | L= 100m |
| 沈砂池部清掃工 | 1箇所 |

清掃・浚渫区間

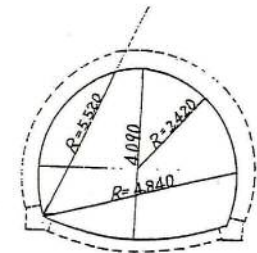
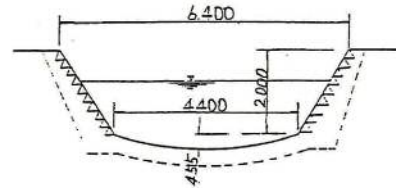


トンネル標準断面図 S=Free

標準断面図 S=Free



標準断面図 S=Free



角落し設置・撤去要領

● 作業内容

設置： 建屋の搬入口に格納されている4枚の角落しを、天井クレーン及び4 tトラックにより屋外へ搬出し、25 tラフテレーンクレーン及びリフティングビームによりそれらを水路に設置する。

撤去： 水路に設置された4枚の角落しを、25 tラフテレーンクレーン及びリフティングビームにより撤去し、それぞれを清掃した後、4 tトラック及び天井クレーンにより建屋の搬入口に格納する。

● 作業対象（角落し設置）

| | |
|-------------|-----------------|
| ゲート形式 | 鋼製角落しゲート |
| 扉体幅×扉高×段数 | 5.24m×1.025m×4段 |
| ゲート重量(1枚) | 1480.1kg |
| リフティングビーム重量 | 684.5kg |
| 水密方式 | 後面3放水密 |

● 作業手順

1) 角落し・リフティングビーム移動

- ① 吊荷寸法、重量を確認し適切な車両（4 tトラック）を配置する。
- ② トラックへの積載、荷下しは天井クレーン・電動ホイストを使用し、固定時には角落しが損傷しないように当て木または当て布等で保護する。
- ③ 移動前には、運転手に目的地（上流側管理橋）までの経路・待機場所を説明しておく。
- ④ 移動中は、荷崩れ防止に十分な配慮を行う。

2) 角落し設置・撤去

- ① 製品寸法、重量を確認し適切な車両（25 tラフテレーンクレーン）を配置する。
- ② 作業範囲をパイロン等で区画し、作業員以外が立ち入らないようにする。
- ③ 設置前、撤去後には、水路の戸当たり部に異物・障害物等がないかを目視にて確認する。
- ④ 当該車両の定格総荷重表を確認し、定格重量表注意事項に記載された注意事項を厳守する。
- ⑤ リフティングビームの取り付け方に間違いが無いよう確認してから取り付ける。
- ⑥ 高所作業では、安全帯の着用を徹底する。
- ⑦ クレーン操作者・誘導者・介添えロープ担当者・周辺監視者を適切に配置し作業を進める。
- ⑧ 撤去時は角落しを水洗浄後、格納する。

● 安全対策

① 転倒防止

- ・ アウトリガーの全面張出の実施を行う。
- ・ 敷角を使用する。
- ・ 作業半径を厳守する。
- ・ 警報スイッチOFFの厳禁。
- ・ 強風下での作業中止。
- ・ 指示・合図の厳守を行う。

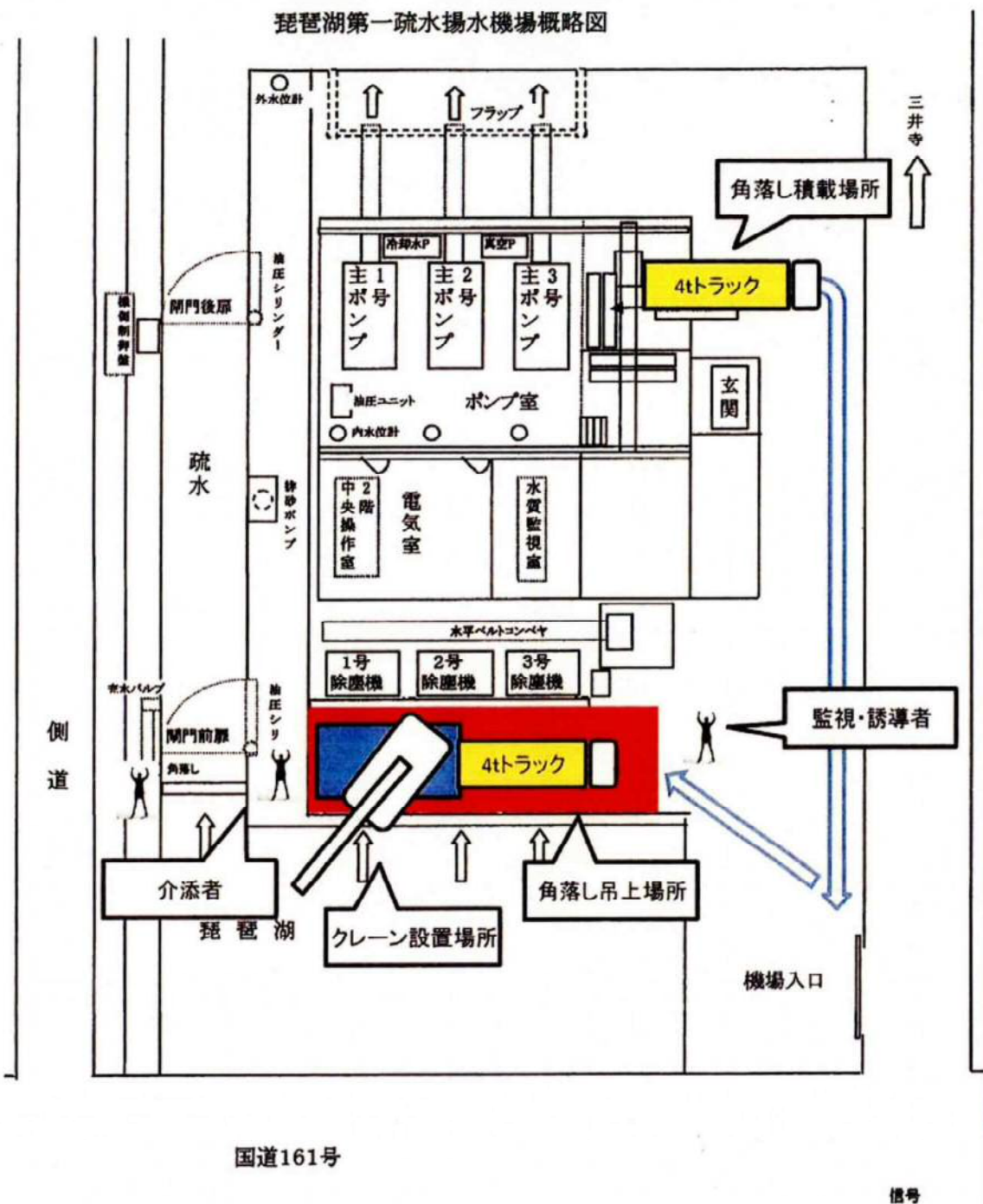
② 立入禁止

- ・ 作業範囲内への立入禁止処置を行う。
- ・ 旋回体に接触防止対策を講じること。

- ③ 吊荷落下防止対策
 - ・ 吊上げ荷重の確認を確実に行う。
 - ・ 玉掛け用ワイヤーは重量に見合ったものを使用する。
 - ・ 一本吊り・斜め吊りの禁止。
 - ・ クレーンの運転・操作は慎重に行い、余計な荷重がかかるような操作はしない。
 - ・ 警報スイッチOFFの厳禁。
- ④ 接触防止対策
 - ・ 監視人の配置を行う。
 - ・ 作業前に作業範囲での障害物の確認を行い、全作業者に周知させる。
 - ・ 合図者は操作者の見えやすい位置で合図をする。
- ⑤ 挟まれ事故対策
 - ・ 吊荷の下には入らない。
 - ・ 回転時は周囲の作業者に注意して低速で操作する。
 - ・ 吊荷を着床させる場合、接置面から20cm～30cm程度の高さで一旦停止し安全を確認のうえゆっくり着床させる。
 - ・ 吊荷には直接手などをふれない。
- ⑥ 転落事故対策
 - ・ 高所作業では安全帯を確実に着用して作業を行う。
 - ・ 足元に注意して作業を行う。
- ⑦ その他安全対策
 - ・ 吊荷を吊ったまま運転席を離れない。
 - ・ 作業の支障となる雨、雪の場合は中断または中止する。

角落し設置・撤去配置図

琵琶湖第一疏水揚水機場概略図



国道161号

信号

立入禁止区域

建設副産物の適正処理について

(1) 建設副産物の適正処理について

① 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により搬出する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、次表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。確認の詳細については、作業一般仕様書第 24 項「産業廃棄物」を参照のこと。

<産業廃棄物>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 考 |
|----------|--|-------------------|
| 廃プラスチック類 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町 29 番 | 設計運搬距離 L=6.9km |

<一般廃棄物>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 考 |
|-------|------|-----|
| | | |

② 建設発生土が発生する場合の対応

受入施設が発行する書類、伝票などの写しを監督員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督員に受けるものとする。(ただし、建設発生土を他工事へ流用する場合は除く。)

なお、建設発生土の搬出にあたり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期などにより搬出できない場合は、監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

また、監督員の指示によらず受注者の提案により搬出先を変更する場合、受入単価を確認するため、搬出先の請求書等を提出することとし、処理にかかる費用が設計金額を下回る場合は、原則として設計変更（減額変更）の対象とする。

ただし、受注者が提案できる受入先は、京都市が許可する受入地または廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設とする。

また、受注者の提案により搬出先を変更する場合は、次の資料を監督員に提出すること。

<搬出前>

(ア) 建設発生土処理計画書（様式1）

(イ) 受入地の（特別管理）産業廃棄物の処分に係る許可の写し

（※京都市が許可する受入地の場合は不要）

<搬出後>

(ウ) 建設発生土処理報告書（様式2）

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 考 |
|-------|---------------------------------------|--------------------|
| 建設発生土 | (指定地処分) 有限会社 福田建材 京都市伏見区久我石原町3番地29 | 設計運搬距離 L=14.3km |

| | | | |
|--------------|---------------------|----------------------|------|
| 令和 年 月 日 | | | |
| 住 所 | | | |
| 受注者 | | | 印 |
| TEL | | | |
| 建設発生土処理計画書 | | | |
| 工 事 名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 工事期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | |
| 区 分 | 建設発生土 予定数量 | 受入地の土地所有者の 住所及び氏名 | 運搬距離 |
| 建設発生土 | m ³ | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 現場代理人 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| | TEL | | |
| 建設発生土受入地(略図) | | | |

- (注) 1 工事場所から受入地までの運搬経路図を添付すること。
 2 受入地の土地所有者の承諾書を提出すること。
 3 受入地の関係法令、条例等に係る許可又は届出の写しを提出すること。
 4 受入地の搬出前、搬出中、搬出後の写真を提出すること。

| 令和 年 月 日 | | | |
|--------------|---------------------|----------------------|------|
| 住所 | | | |
| 受注者 | | | |
| 印 | | | |
| TEL | | | |
| 建設発生土処理報告書 | | | |
| 工事名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 工事期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | |
| 区分 | 建設発生土 予定数量 | 受入地の土地所有者の 住所及び氏名 | 運搬距離 |
| 建設発生土 | m ³ | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 現場代理人 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| | TEL | | |
| 建設発生土受入地(略図) | | | |

(注) 1 建設発生土処理計画書から受入地に変更がない場合は、受入地の略図は省略可。
2 実績数量の根拠が分かる土量計算書を添付すること。

工事設計書

| 課長 所長 | 係長 | 照査 | 設計 |
|----------|----|----|----|
| | | | |

| | | | | | |
|------|---------------------|---------|--------|----|-------------|
| 年度 | 令和 6年度 | 設計年月 | 令和 年 月 | 工期 | 令和 7年 3月31日 |
| 事業名 | _____ | | | | |
| 工事名 | 土砂浚渫（疏水大津～蹴上地区） | | | | |
| 工事場所 | 大津市観音寺～京都市左京区栗田口山下町 | | | | |
| 本工事費 | 円 | 工事価格 | 円 | | |
| | | 消費税等相当額 | 円 | | |

| | |
|------|----|
| 積算基準 | 土木 |
|------|----|

京都市 上下水道局

積算参考資料（間接費補正一覧）

| | | |
|--------------|----------------|-------|
| 単価使用年月 | 2024年10月 | |
| 歩掛適用年月 | 2024年10月 | |
| 基準適用年月 | 2024年10月 | |
| 単価地区 | 2601: I地区 | |
| 調整区分 | 単独工事 | |
| 共通仮設費（率計上） | | |
| 主たる工種 | 98:構造物工事（浄水場等） | |
| 施工地域等補正 | 市街地 | 1.2 |
| 週休2日補正 | 補正なし | 1.00 |
| 現場管理費 | | |
| 施工地域等補正 | 市街地 | 1.1 |
| 工期日数（熱中症補正） | 0日間 | |
| 真夏日日数 | 0日間 | |
| 補正係数 | 補正なし | |
| 熱中症補正 | 自動設定 | |
| 週休2日補正 | 補正なし | 1.00 |
| 一般管理費 | | |
| 前払金支出割合による補正 | 前払金対象外 | 1.00 |
| 財団法人等による補正 | 補正を行わない | 1.00 |
| 契約保証に係る補正率 | 補正しない | 0.00% |

工 事 概 要

本作業は、疏水路等に堆積した土砂を浚渫し、清掃を行うものである。

京都市 上下水道局

設計内訳書 (本01)

| 工事名 | 土砂浚渫 (疏水大津～蹴上地区) | | | | 事業区分 工事区分 | 水道工事 土砂浚渫 (疏水大津～蹴上地区) | |
|------------------|-------------------|----------------|-------|----|--------------|--------------------------|----------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 国費/単費 |
| 土砂浚渫 (疏水大津～蹴上地区) | | 式 | 1 | | | | |
| 土砂浚渫 (疏水大津～蹴上地区) | | 式 | 1 | | | | |
| 清掃工 | | 式 | 1 | | | | |
| 開水路部清掃工 | 高压洗浄 | m | 4,277 | | | | |
| トンネル部清掃工 | 高压洗浄 | m | 3,930 | | | | |
| 放水路部清掃工 | 高压洗浄 | m | 100 | | | | |
| 沈砂池部清掃工 | 高压洗浄 | 箇所 | 1 | | | | |
| 浚渫工 | | 式 | 1 | | | | |
| 疏水路部浚渫工 | 水路内小運搬含む L=1,000m | m ³ | 10 | | | | |
| 沈砂池部浚渫工 | 水路内小運搬含む L=400m | m ³ | 10 | | | | |
| 土砂等積込 | | m ³ | 20 | | | | |
| 土砂等運搬 | 4t車 L=14.3km | m ³ | 20 | | | | |
| 土砂等処分 | | m ³ | 20 | | | | |

設計内訳書（本01）

| 工事名 | 土砂浚渫（疏水大津～蹴上地区） | | | | 事業区分 工事区分 | 水道工事 土砂浚渫（疏水大津～蹴上地区） | |
|-------------------|----------------------------------|----|-----|----|--------------|-------------------------|----------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 国費／単費 |
| 現場発生品運搬 （参考数量） | 2t車 L=6.9km 大型土のう袋 | 回 | 1 | | | | |
| 現場発生品処分 （参考数量） | 大型土のう袋、土のう袋 | kg | 73 | | | | |
| 仮設工 | | 式 | 1 | | | | |
| 揚重作業 | ラフテレンクレーン16t | 回 | 2 | | | | |
| 土のう積工 | 小口積み 仕拵・積立・撤去 砂支給 土砂積込運搬含む | m2 | 0.9 | | | | |
| 角落し設置撤去工 | | 式 | 1 | | | | |
| 角落し設置撤去工 | 角落し洗浄・小運搬・報告書作成含む | 式 | 1 | | | | |
| 交通管理工 | | 式 | 1 | | | | |
| 交通管理工 | | 式 | 1 | | | | |
| 交通誘導警備員 | 交通誘導警備員B | 人日 | 6 | | | | |
| 直接工事費 | | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設 | | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設費（率計上） | | 式 | 1 | | | | |

設計内訳書（本01）

| 工事名 | 土砂浚渫（疏水大津～蹴上地区） | | | | 事業区分 工事区分 | 水道工事 土砂浚渫（疏水大津～蹴上地区） | |
|---------------|-----------------|----|----|----|--------------|-------------------------|----------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 国費／単費 |
| 純工事費 | | 式 | 1 | | | | |
| 現場管理費 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事原価 | | 式 | 1 | | | | |
| 一般管理費等 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | | | |
| 消費税額及び地方消費税額 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事費計 | | 式 | 1 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |